

(A) 取立當日處理する場合

日附印は取立當日のものを使用し、「振替貯金受入報告書」受入日附印の右傍に「翌日組入」と記載する。「集金書」や「拂込書」には「翌日組入」の表示をしないで、取立當日直に受持口座所管廳に發送する。

「受入簿」の受入日附印は取立當日のものを使用し、其の右傍に「翌日組入」と記載する。「振替貯金集金書到着帳」又は「代金引換郵便物到着通知書」及「同原符」には「翌日組入」の表示を要しない。

(B) 計理當日處理する場合

日附印は計理當日のものを使用し、「受入報告書」受入日附印の右傍に「何日(取立當日の日附)代用」及「翌日組入」と記載する。「集金書」や「拂込書」には「何日代用」の文字も「翌日組入」の表示も要しない。

「受入簿」の受入日附印の右傍に「何日(取立當日の日附)代用」及「翌日組入」と記載する。「集金書到着帳」又は「到着通知書」及「同原符」には「何日代用」及「翌日組入」の表示を要しない。

(C) 月を跨つて組込計理する場合

月の末日(末日が休日に當るときは同日及其の前日)取立のものを翌日(翌月最初の取扱日)組込計理するときは、(A)及(B)に依らないで本項に依つて處理すべきである。

即ち取立當日證據書等の處理をしないで、總て計理當日(翌月最初の取扱日)處理する。従て日附印は必ず計理當日のものを使用し、「受入報告書」及「集金書」又は「拂込書」の各票共「何日代用」の附記も「翌日組入」の表示もしない。即ち計理當日取立のものと看做して處理するのである。

併し「受入簿」は受入日附印(計理當日のもの)の右傍に「何日(取立當日の日附)代用」及「翌日組入」と記載する。「集金書到着帳」又は「到着通知書」及「同原符」には(B)同様「翌日組入」等の表示を要しない。

(三) 月 掛 貯 金

(A) 受入當日處理する場合

新規預入なれば「月掛貯金預入申込書」の日附印は受入當日のものを使用し、其の右傍に「翌日」
「組入」と記載する。「第一回月掛貯金預簿」の年月日は受入當日の日附を記載し、余白に「翌日組入」と附記する。

第二回以後の預入なれば「月掛貯金預簿」及「同預入報告書」の日附は受入當日の日附を記載し
摘要欄に「翌日組入」と表示する。「月掛貯金集金票受授簿」には「翌日組入」の表示を要しない。

(B) 計理當日處理する場合

新規預入なれば「申込書」の日附印は計理當日のものを使用し其の右傍に「何日(受入當日の日附)代用」及「翌日組入」と記載する。「第一回月掛貯金預簿」の日附は(A)同様受入當日の日附を記載し、余白に「翌日組入」と表示する。

第二回以後の預入なれば總て(A)と同様である。

(四) 資金及過超金

(A) 受入(資金及過超金)

日附印は到着當日のものを使用し、「送付書」及「受入簿」の受領局日附印の右傍に「翌日組入」と記載する。資金及過超金は假令時間外に到着した場合でも直に收納の手續を要するから、計理當日の日附印を使用し、「何日代用」及「翌日組入」と「送付書」及「受入簿」に記載することはない譯である。(豫め逓信局長の承認を受けて翌日過超金の收納手續をする局を除く)

(B) 拂出(資金)

日附印は必ず交付當日のものを使用し、「報告書」發送局日附印の右傍に「翌日組入」と記載する。尙資金交付簿(請求書換用)に押捺の日附印の右傍にも「翌日組入」と附記して置く。

(五) 其他注意を要する点

(1) 休日の爲め組入計算が翌々日以後と爲る場合でも單に「翌日組入」と表示すること
(2) 「翌日組入」及日附印に對する「何日代用」の表示を要する證據書は「一類證據書」に限るので、直接計算に關係のない貯金預入申込書(月掛貯金預入申込書を除く)のやうな添屬證據書には記載を要しない。

(3) 「翌日組入」の表示を要する帳簿は日締決算の基礎となるものに限るので「集金郵便(又は振替集金書)到着帳」「集金票」「受入票」「貯金通帳」等のやうな帳簿等には之を要しない。

◎ 補助貨幣の受入及納付

貨幣法第七條に據るに本位貨幣たる金貨は其の額に制限なく法貨として通用するけれ共、補助貨幣たる銀貨は拾圓迄白銅貨は五圓迄青銅貨は一圓迄を限つて通用することが定められて居る。併し心得て置かねばならぬことは、窓口事務の多忙の際など此の法規を楯にして貯金の預入爲替の振出等を請求する者が之等補助貨幣を制限以上に持込んだとき、直に之を受入れ得ないものだとして拒絶することは公衆

から官僚式だと言つて非難される的になる。多忙の際に多數の補助貨を差出されることは通信官署として迷惑な事であり取扱上も困るが、一面差出人側の事情も考へてやらねばならぬ。補助貨でも等しく政府の發行するものであり、其れに實際問題としても制限額の三倍、四倍もの補助貨を持参することは稀有な事であらうから、多少の超過位ひは事務を差繰つても檢收して、氣持よく圓滿に事を處する様心得て置いて貰ひたい。

尙之等の硬貨を過超金として納付する場合、赤行囊等を使用して居る局がある様だが、原則として現金封皮に收めて送付すべきもので若し現金封皮に收めるのが不適當と認めらるるときは銀行等で行つて居る様に金種目別に取揃へて結束し、更に堅靱な紙又は布で包装し、之を現金封皮と看做して所定の封緘手續により嚴重に封裝した上送付するのが正當である。

◎所得稅及資本利子稅を課せられないもの

郵便振替貯金に依る債券募集、元利金支拂並貸付事務特別取扱規則第七條及國債募集、賣出及元利金支拂郵便振替貯金特別取扱規則第十五條に依り自己の名稱及印鑑を豫め郵便局に届出で、其の所有に係

る債券の利札又は日割若は月割利子の支拂を請求する際所得稅及資本利子稅を免除せられるもの及貯金規則第五十一條に依り各府縣市債證券及其の利札を以て郵便貯金に預入する場合所得稅及資本利子稅を免除せられるものは左の通りである。

一、北海道、府、縣、市、町、村

二、命令を以て指定された公共團體

(一) 公 團 体

府縣組合、市町村組合、町村組合

市町村内の區及部

北海道地方費

市町村學校組合、町村學校組合、學區

水利組合、水利組合聯合

耕地整理組合、耕地整理組合聯合會

北海道土功組合

重要物產同業組合、重要物產同業組合聯合會

爲替貯金及出納

森林組合

酒造組合、酒造組合聯合會

水產組合、水產組合聯合會、外國領海水產組合、外國領海水產組合聯合會

畜產組合、畜產組合聯合會

農會

商工會議所

(三)準公共團體

茶業組合、茶業聯合會議所、茶業中央會議所

國有鐵道共濟組合

二 專賣局現業員共濟組合

逓信部內職員共濟組合

陸軍共濟組合

林野現業員共濟組合

警察共濟組合

海軍共濟組合

土木事業從事員共濟組合

製鐵所共濟組合

造幣局共濟組合

郡市水產會、道府縣水產會、帝國水產會

郡市醫師會、道府縣醫師會、日本醫師會

郡市齒科醫師會、道府縣齒科醫師會、日本齒科醫師會

道府縣藥劑師會、日本藥劑師會。

道府縣獸醫師會、日本獸醫師會

將校集會所、準士官下士集會所

陸軍酒保

健康保險組合

陸軍將校團、陸軍主計團、陸軍軍醫團、陸軍獸醫團

納稅組合

爲替貯金及出納

(三)朝鮮、臺灣、關東州又は樺太の公共團體で各其の地の法令に依り所得税を課せないものと指定されたもの

三、特別法に依るもの

- 産業組合、産業組合聯合會、産業組合中央會
- 漁業組合、漁業組合聯合會
- 農業倉庫業者
- 産業組合中央金庫
- 住宅組合
- 海外移住組合
- 家畜保險組合
- 商業組合、商業組合聯合會
- 輸出組合、輸出組合聯合會
- 工業組合、工業組合聯合會
- 蠶絲業組合、蠶絲業組合聯合會、日本中央蠶絲會

四、神社、寺院、祠宇、佛堂

神社は官國幣社、府縣社、郷社、村社は勿論無格社も包含され、寺院、祠宇、佛堂と共に一般に神社、寺院として認められ公衆参拜の用に供する設備があつて、氏子、檀家又は信徒を有するものであれば總て免除せらる。

五、民法第三十四條の規定に依り設立した法人

社團法人と財團法人とがあり現在當局管内に在る之等の法人は別途通牒の通りである。

◎外國電信爲替を振出し得る國及之が内地取扱局

内地で外國電信爲替の振出を取扱ふ局は、告示に依り一等國に限られてゐるが、一等局であれば何國へでも振出せる譯ではなく「外國爲替交換國等ヲ示ス表」の國名に※印を附してある國だけである。然るに三等局等へ振出請求のあつた際、電信爲替を振出し得る國であるか否かを全く調査しないで、直に附近の一等局へ請求方指示した爲め公衆に多大な迷惑を及した様な例がよくあるから注意されたい。参考の爲め國名等を左に摘記しやう。

一、外國電信爲替交換國

- 「アルジェリー」 (Algeria)
- 「バリ」 (Bali)
- 「ミンカ」 (Banca)
- 白耳義國 (Belgium)
- 「ビリト」 (Billiton)
- 蘭領「ボルネオ」 (Dutch Borneo)
- 「セレス」 (Celebes)
- 「チャネル」群島 (Channel Islands)
- 阿弗利加北海岸ノ西班牙國領地 (Côte septentrionale d'Afrique) (Possessions espagnoles de la)
- 「チェツコスロヴァキヤ」 (Czechoslovakia or Tchechoslovaquie)
- 「ダンチツピ」自由市 (Dantzig; Free City of)
- 「抹國」 (Denmark)
- 蘭領「ニューギニア」 (Dutch New Guinea)

- 蘭領東印度 (Dutch East Indies)
- 蘭領「ティモール」 (Dutch Timor)
- 「エジプト」國 (Egypt)
- 「フエロー」群島 (Farøe Islands)
- 「フィンランド」國 (Finland)
- 佛蘭西國 (France) (「ギナ」(Monaco)も含む)
- 獨逸國 (Germany or Allemagne)
- 英吉利國 (Great Britain)
- 希臘國 (Greece)
- 「グリーンランド」 (Greenland)
- 「アイスランド」 (Iceland)
- 愛蘭自由國 (Irish Free state)
- 伊太利國 (Italy)
- 「爪哇」 (Java)

- 「リビア」 (Libya)
- 「リヒテンシュタイン」 (Liechtenstein)
- 「ロムボントラ」 (Lombok)
- 澳門 (Macas)
- 「マドレーラ」 (Madeira)
- 「マン」島 (Man Island)
- 「モルノコス」 (Molunocos)
- 「モナコ」 (Monaco)
- 和蘭國 (Natherlands, or Holland)
- 北部愛蘭 (Northern Ireland)
- 諾威國 (Norway)
- 「リオール」 (Rio or Riour)
- 「サン・マリノ」國 (San Marino)
- 「ザール」河地方 (Sarre Territory of)

西班牙國 (Spain or Espagne)

- 「スーダン」 (佛領「スーダン」ヲ除ク) (Sudan)
- 「スマトラ」 (Sumatra)

瑞典國 (Sweden or Suede)

瑞西國 (Switzerland or Suisse)

- 「ヴァティカン」市 (Vatican State of the City of)
- 「ヴェニス、ジュネー」 (Venise Julie)
- 「ヴェニス、トリダンチン」 (Venise Tridentine)
- 「ウエー」 (Weh)

二、内地振取扱局

総ての一等郵便局 (日本橋、京橋、下谷、小石川、大森、笹島、七條、大阪東及大阪西局ヲ除ク)



◎貯金の譲渡

貯金及保管証券は原則として譲渡を禁し、唯命令を以て定むる場合に限つて之を認むるものである。
以下譲渡を爲し得る範圍及譲渡の手續について述べる。

一、譲渡を爲し得る場合

(一) 公共団体、社寺、學校、非營利法人、非營利団体に譲渡す場合

公共団体に付ては監貯第四一七號通牒(貯金編上卷四八頁)参照

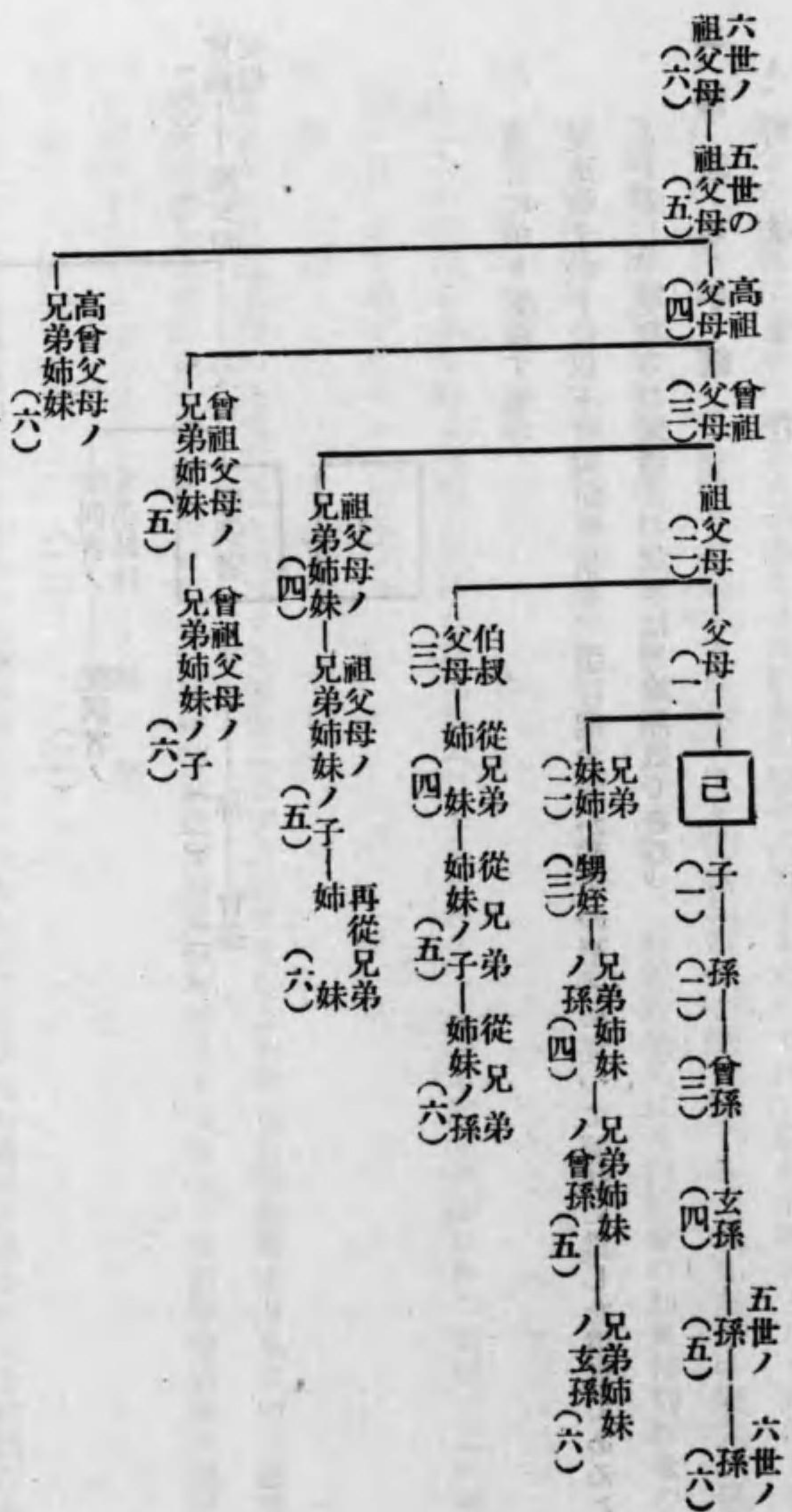
非營利法人中、當局管内に於て民法第三十四條に依り設立せられた法人に付ては本年三月十一日

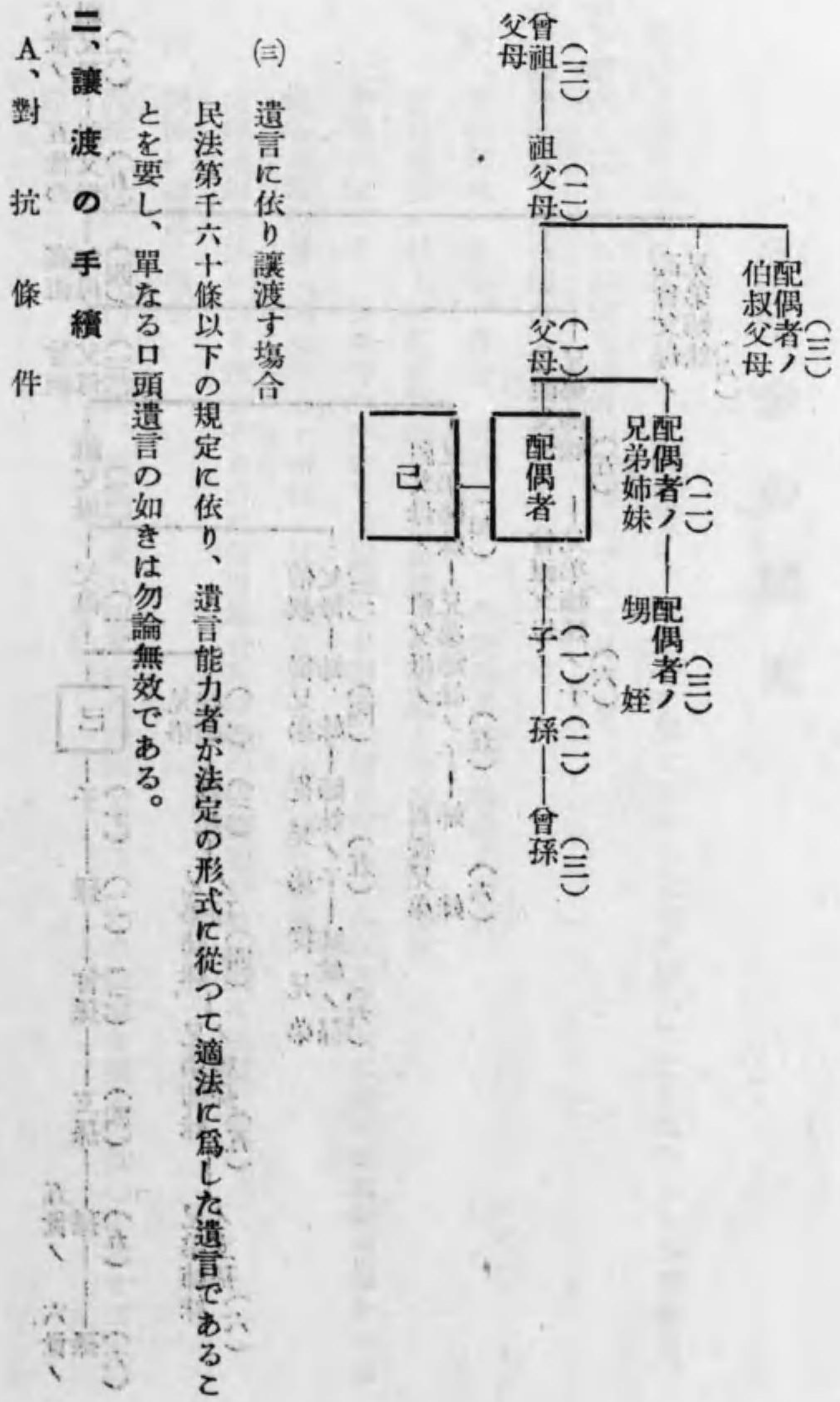
逓信局報別冊「民法第三十四條ニ依り設立シタル法人調」参照

尙産業組合法に依り設立せられた信用組合其の他の兼營組合は本號に該當しない。

(二) 親族に譲渡す場合

親族とは六親等内の血族、配偶者及三親等内の姻族を謂ひ、その範圍を圖表に依つて示せば左の通りである。





二、讓渡の手續

A、對抗條件

(三) 遺言に依り譲渡す場合

民法第六十條以下の規定に依り、遺言能力者が法定の形式に従つて適法に爲した遺言であることとを要し、單なる口頭遺言の如きは勿論無効である。

貯金の讓渡は、單に讓受人が讓受けた貯金通帳を占有するだけでは、貯金債権者として郵便官署に對抗し得ない。その権利を主張する爲めには左記孰れかの手續を要する。尤も左記は讓受に係る貯金が通常貯金の場合に付て述べるものであるから、据置貯金又は月掛貯金の如き特別貯金の場合には拂戻、轉記等について制限を受けることは勿論である。

(一) 名義書換

讓受人か自己名義の貯金通帳を所持しないか又は之を所持するも通常貯金通帳以外の通帳で之に轉記することを希望しない場合に限る。

(二) 轉記

讓受人か自己名義の通常貯金を所持する場合は必ず之に依ることを要し名義書換は出来ない。通常貯金通帳と特別貯金通帳とを併せ所持し又は特別貯金通帳のみ所持する場合、特別貯金通帳に轉記を請求することは勿論差支ない。

(三) 全拂

規則上は名義書換又は轉記の孰れかに必ず依るべきであるが、讓受人が讓受に係る貯金を依然貯金とし爾後預拂を繼續する意思を有せず、直に承繼貯金全部の拂戻を受けやうとする場合には、之に

譲受人名義の通帳を交付し又は全人の所持する通帳に轉記することは無駄なことであるから、名義書換又は轉記の請求をしないで直に全部拂戻することを特に認められてゐる。

B、手 續

(一) 名 義 書 換

(1) 請 求 書

譲受人及譲渡人連署（遺言の場合は譲受人のみ）し、譲受人の印鑑を添付すること（様式は窓口便覽六八頁參照）

(2) 添 屬 書 類

譲受に係る貯金通帳の外左記書類を要す。

尙その通帳に屬する貯金の一部だけ譲渡を受け之か名義書換を請求するものは、通帳の外新規預入の場合全様譲受人の預入申込書を調製し添付すること。

(イ) 法人団体の場合……………証 明 書

法人に在りてはその登記謄本又は定款若は主務官廳の許可書の寫、又団体に在りてはその規約書等新規預入の場合に於ける証明書と全様である。

(ロ) 親族の場合……………戸籍謄本又は抄本

親族關係を認め得るものであれば戸籍抄本でも差支ないが、戸籍を異にする傍系親又は姻族等の場合は數通の戸籍謄本を要する場合があるから注意を要する。

(ハ) 遺言の場合……………遺言書謄本

裁判所、公証人其他相當官公署に於て証明を附したるものなること。

(3) 受 付 及 交 付

(イ) 請求書及通帳其の他の添屬書類の提出を受ける時は、其の適否を前各號に依り確め総て適當なるときは請求人に受領証（貯第十九號）を交付すること。

(ロ) 請求書及添屬書類は普通郵便にて原簿所管廳へ送付すること。

(ハ) 原簿所管廳より手續済通帳の返付を受けたときは、曩に交付した受領証と引換に又は書留郵便に依り之を請求人に交付すること。

(ニ) 貯金全部譲渡の通帳を返付する場合は、通帳面印鑑變更の手續を要する旨注意し、通帳に新印章を押捺呈示を受けたときは、舊印影に日附印を押捺して返付すること。

(二) 轉 記

爲替貯金及出納

(1) 請求書

譲受人、譲渡人連署(遺言の場合は譲受人のみ)すること。此の場合は名義書換のやうに譲受人の印鑑は添付を要しない。(様式は窓口便覧七〇頁参照)

(2) 添属書類

譲受に係る貯金通帳と轉記を受くべき譲受人名義の貯金通帳と必ず二冊提出する外、譲受人等の區別に依り名義書換の場合と全様證明書類を添付すること (B(一)の(2)参照)

(3) 受付及交付

名義書換の項B(一)の(3)(但シ(ニ)ヲ除ク)に全シ

(三) 全拂

(1) 貯金拂戻請求書

住所氏名欄に名義書換請求書の例に依り譲受人、譲渡人住所を記載し記名調印(遺言の場合は譲受人のみ)するの外一般の例に依り記載せしめること。

名義書換又は轉記請求書は不要である。

(2) 添属書類

(1) 譲受に係る貯金通帳

(2) 證明書類(名義書換の場合に全シB(一)ノ(2))

(3) 受付

名義書換の場合に全シ。

◎債券元利金の利札欠缺

債券が總て満期償還になるものであれば、償還債券に利札が附屬してゐることはないのであるが、勸業債券の如く毎年一回なり二回なり定つた時機に抽籤してなしくづしに償還して行くものを初め、國債や農工債券等満期となる以前に、即ち債券にまだ利札が附屬してゐるのに抽籤償還されるものが多い。之等の債券は原則として支拂の際償還期以後の利札が附屬してゐることを要し、若し不足するときは不足利札に相當する金額を元金から控除して支拂ふのである。之を利札欠缺の手續といふのであるが、それには例外もあつて手續が煩雜な爲めか、その處理を誤る向が多い。

(一) 利札欠缺の手續を要する場合

爲替貯金及出納

國債や特殊銀行發行債券(勸業債券、貯蓄債券、第十四回及第十五回兵庫縣農工)の所持人から元金支拂の請求を受けた場合は、その債券が償還になつたものかどうか調査を要するが、同時にその支拂開始年月日が何時であるか、支拂開始期の翌期以降の利札が債券に附屬してゐるかどうかを調査する。例へば利子支拂期が六月と十二月の二回で、元金支拂開始期が昭和七年六月であれば、昭和七年十二月以降の利札が附屬してゐるかどうかを調査し、若し足らなければ何枚不足してゐるかを調べて支拂金額を算出するのである。

右の場合注意を要するのは、規程の「償還期以後」の利札といふのがよく誤解されることである。特殊銀行の償還當籤番號表には當籤期、償還年月又は支拂年月等償還期の表示方が區々であるが、要するに當籤年月を表示したものと償還年月を表示したものと二通りになつてゐて、當籤年月表示ものは其の翌月渡、償還開始年月表示のものはその月渡の利札は支拂ひ、その翌期以後のものか附屬して居ればよいのである。然るに當籤翌月又は償還開始月渡のものを附屬した儘提出する向があるが、番號表にも欄外其他で注意してあるからそれをも参照して行違ない様されたい。

A、支拂金額の算出

(イ) 國債

利札一枚の額面金額に、欠缺枚數を乗じて得た額を、元金から控除して其の殘額を支拂金額とする例へば、額面金額百圓の國債証券に二圓五十錢の利札が四枚不足してゐるときは

$$21450\text{錢} \times 4 = 1014$$

を元金百圓から控除して得た九十圓が支拂金額である。

此の場合に注意を要することは、支拂請求人が資本利子税を課せられる者であるときは利札面金額から資本利子税を控除した殘額を利札欠缺額とするものと誤解して、右例の場合であるならば

$$100\text{圓} - (21450\text{錢} - 5\text{錢}) \times 4 = 90\text{圓}20\text{錢}$$

(資本利子税)

を支拂金額としたものがよくあるが、國債の場合に於ては支拂請求人が資本利子税を課せられる者であるときを區別する必要なく、支拂金額の算出は總て同様である点に注意を要する。

尙債券に日割又は月割利子があるときは元金に日割又は月割利子(支拂請求人が資本利子税を課せられる者であれば日割又は月割利子に對する資本利子)を加算したのから利札欠缺額十圓を控除したものが支拂金額の控除を要するは勿論である。

である。

(四) 其の他

(A) 支拂請求人が所得税及資本利子税を課せられる者の場合

利札一枚の額面金額から所得税及資本利子税を控除し、之に欠缺枚数を乗じて得た額を更に元金から控除して其の残額を支拂金額とする。例へば、額面金額五百圓の農工債券に十七圓五十錢の利札が二枚欠缺してゐるときは

$$(17円50銭 - 1円22銭) \times 2 = 32円56銭$$

(所得税及資本利子税)

を元金五百圓から控除して其の残額四百六十七圓四十四錢が支拂金額である。

(B) 支拂請求人が所得税及資本利子税を課せられない者の場合

國債と同様利札一枚の額面金額に欠缺枚数を乗じて得た額を、元金から控除して其の残額を支拂金額とする。

例へば、(A)の例の様に額面金額五百圓の農工債券に十七圓五十錢の利札が二枚欠缺してゐるときは

$$500円 - 17円50銭 \times 2 = 465円$$

が支拂金額である。

債券に割増金又は月割利子があるときは、元金に割増金又は月割利子（支拂請求人が所得税及資本利子税を課せられる者である場合は月掛利子に對する所得税及資本利子税の控除を要すること勿論である。）を加算したもつから利札欠缺額（Aの場合には三十六錢(Bの場合)を控除したものが支拂金額である。は三十五圓）を加算したものが支拂金額である。

B 債券に對する手續

債券の表面余白に「利札欠缺」の文字及支拂金額を朱記する。

尙支拂期未到達の利札裏面に對する契印(日附印)は附屬してゐる利札中支拂期の最も近いものと其の他の部分とに懸けて爲す。

C 支拂簿及同報告書の記載方

額面總金額欄には元金(割増金又は日割若は月割利子があるときは之を加算したもつから)利札欠缺額を控除した残額を記入する。

従つて日割又は月割利子がないか又はあつても支拂請求人が所得税及資本利子税を課せられない者

である場合は、額面總金額欄と支拂金額欄とは同額となる。

備考欄には「利札欠缺何圓何錢(A(1)の場合)ならば十圓」と記入する。

(二) 利札欠缺の手續を要しない場合

償還期以後の利札が欠缺してゐるときは(一)の手續を要するのであるが、左の債券に限り元金支拂の際欠缺利札が其の利札面に印刷してある支拂期を既に經過して居るときは利札欠缺の手續を要しない。

一、勸業債券

二、貯蓄債券

三、第十四回及第十五回兵庫縣農工債券

四、第二十二回以前發行の愛知農工債券(舊尾三農工債券)

此處で特に注意を要するのは、右の債券であれば全然利札欠缺の有無を調査しなくてもよいかの様に誤解する向のあるが前述の様に元金支拂の際まだ支拂期を經過しない利札が欠缺してゐるとき、例へば利子渡期が三月と九月の勸業債券を昭和七年十一月に支拂ふ場合昭和八年三月渡の利札が欠缺してゐるときは(一)に依り利札欠缺の手續を要する。

又此の場合、既に支拂期を經過してゐる昭和七年九月渡の利札が附屬してゐるのに、支拂が出来ない

様に思つて附屬した儘提出する向がよくあるが、之は切離して別に利札として支拂を爲すべきものであるから注意されたい。

尙復興貯蓄債券は利札が附屬してなく、債券面に印刷してある支拂利金額表に依つて、元金支拂の請求があつた日の過去最近の償還期月に當る利金額を支拂ふのであるから利札欠缺の問題を生じない。

(三) 其の他

(1) 利札欠缺の場合月割利子を何故支拂ふか

利札欠缺の手續をする場合月割利子を加算して支拂つては、將來欠缺利札の支拂期が到達して之に依つて支拂をすると、月割利子に相當する額を二重に支拂ふことになりはしないかと疑を抱く向があるから左に例を以て説明しやう。

例へば、昭和七年六月當籤の勸業債券十圓券を同七月一日に支拂ふ場合

利札面金額 四十錢

利子渡期 一月

月割利子 二十錢

欠缺利札 八年一月渡

爲替貯金及出納

割増金 ナシ

とすればその支拂金額は

$$A \quad 10円 + (20円 - 2円) - (40円 - 3円) = 9円31銭$$

月割	同所得	欠	同所得
利子	税及利	利	税及利
		子	

が正當であるが月割利子二十銭は支拂請求の七月一日迄に経過した六ヶ月間(自七年一月)の利子であるから、若し八年一月渡の利札が欠缺して居らないならば、その支拂金額は

$$B \quad 10円 + (20円 - 2円) = 10円18銭$$

である。然るに一枚利札欠缺せる爲め

$$B - A = 37銭$$

を豫め元金から控除して支拂ふのである。

〔從て、後日支拂請求人が八年一月渡の利札を以て支拂(所得税及資本利子税を控除する)を受くることがあつても月割利子相當額が過拂となることはない。〕

(2) 國債の欠缺利札に對する資本利子税額の追拂要求(一)のA(イ)に於て述べた如く、國債の場合には仮令支拂請求人が資本利子税を課せられる者であつても欠缺利札の額面金額を控除する爲、後日欠缺利札

を以て支拂を受けても資本利子税額だけ不足に受領することとなる。

例へば二十五圓の利札二枚欠缺の場合、元金から控除される額は

$$A \quad 25円 \times 2 = 50円$$

後日欠缺利札の支拂期が到達して之が支拂を受くる場合は、資本利子税を控除されるから

$$B \quad (25円 - 50銭) \times 2 = 49円$$

結局A-B=1円だけ不足に受領することになる。そこで、この不足額の追拂方を支拂請求人から郵

便官署に要求することがあるが、郵便官署に於ては之が取扱をしないことになつてゐるから、直接日

本銀行に請求する様懇示されたい。

◎債券元利金の免稅

公債や社債の利子の支拂を受ける者は、原則として所得税法第三條及資本利子税法第二條に依り第二種所得税及甲種資本利子税を賦課せられる。従つて郵便局で之等の利子を支拂ふ際には、其の支拂ふべき金額に應じ其の金額から所定の稅率に依る所得稅額及資本利子税額を控除徵收するのであるが、(一)公

債中國債に對しては所得税を(二)社債中貯蓄債券及復興貯蓄債券に對しては所得税及資本利子税を免除せられ又(三)國家、地方團體公共團體、及公益法人に付ては所得税、資本利子税共免除せられる。これより前記(三)に對する債券元利金の免除(國債の利子額一錢以下のもは資本利子税を、又社債の利子額二錢以下のもは所得税及資本利子税を控除されないが、之は所謂免税でないから勿論除外する)即ち課税免除を受くる者、免税届、免税取扱の請求及其取扱方に付て述べる。

一、免税の取扱を爲す場合

郵便局で債券の利札又は日割若は月割利子支拂の際所得税及資本利子税免除の取扱をするのは(一)支拂を受ける者が法律上課税を免税せられる者であること (二)豫め免除届がしてあること (三)支拂請求の際免税取扱請求書を提出せることの三要件を具へた場合に限る。

規定改正前は免税届及免税取扱請求書の提出を要せず、免税資格者であれば免税の取扱を爲し得たのであるが、現在は免税届及免税取扱請求書の提出を絶対必要とし、之が提出なきものは假令免税資格者であることが明かである場合に於ても一般のものと同様課税し、後に述べる通り、後日に至つて所得税等下戻しの請求をしても郵便局では一切關知しないことになつてゐる。然るに免税届のないものに對し免税取扱請求書のみで免税の取扱を爲し、又は免税届のみで爾後免税取扱請求書の提出なき

に拘らず免税の取扱をしてゐる向がよくあるから右の點は牢記されたい。

尙免税届後印鑑を變更し又は名義に異動を生じた場合、之が届出を要することは勿論で、その届出のないものは免税されない。

(イ) 免税せられる者

昭和八年三月四日逓信局取扱の葉「所得税及資本利子税を課せられないもの」及同十一日監業第六三二六號通牒(同日逓信局報登載別冊「民法第三十四條ニ依り設立シタル法人調」(同年八月二十六日逓信局報告知欄ニ追加アリ)参照

(ロ) 免税届

A、受附及保管

所得税及資本利子税を課せられない者が、債券の利札又は日割若は月割利子の支拂を請求しやうとする場合は、豫めその支拂を受けやうとする郵便局を定めて自己の名稱と印鑑とをその郵便局に届出を要する。これが所謂免税届で、この届書は左の様式に依らせることになつてゐる。

様式

所得税及免稅届
資本利子税

當組合(又は何々)ニ於テ支拂ヲ受クヘキ國債証券(又ハ何々債券)ハ所得税法第十七條(又ハ何々)及資本利子税法第五條ニ依リ所得税及資本利子税ヲ課セラレサルモノニ付右免稅ノ取扱ヲ請求スルトキハ左ノ印鑑ヲ使用可致候間此段及御届候也

鑑印
印

昭和 年 月 日

何々組合(又ハ何々)印

何郵便局御中

注意

一、所得税又は資本利子税を課せられない者を受益者とする信託財産たる無記名の公債又は社債なるときは右の外尙委託者、受益者及信託財産たることをも附記し、受益者より届出てしめること。

二、國債のみに對し免稅届を爲す場合(無集配局宛は國債に限る)は「資本利子税免稅届」とし、本文中「所得税法第十七條(又は何々)及」所得税及」の文字を削除すること。

三、所得税法以外の法律に依り所得税を免除せられる者は本文中「所得税法第十七條(又ハ何々)」を「何法第條」(例へば産業組合であれば「産業組合法第六條」とすること)。

四、債券の種類二種以上の場合もその債券名を一々記載し一法人一通の届書で差支ない。

届書の提出を受けたときは、届出の法人が課税を免除せられるものであること、記載事項が前掲の様式に適合し、印鑑は明瞭で後日の照査上支障ないことを確めた上「所得税及資本利子税免稅届綴」と書いた表紙を附して保管して置く。

注意

免稅届を免稅取扱請求書と合綴したり、又は爲替貯金に關する書類中に綴込んだり、甚しきに至つては所在の分らなくなつたりしてゐるがあるが、支拂請求の都度對照を要するのであるから必ず本項の通り整理すること。

B、保 存

届書に記載された債券の利子支拂の請求がある間は、届書は前項の通り保管を要するが、債券の元

金が還償され之が支拂を了するか或は支拂局を他局に變更されて最早對照資料として其の保管を要しなくなつた時は、「所得税及資本利子税免税届綴」から抜取つて、餘白に事由を附記し、日附印を押捺の上、別途整理六ヶ月間保存する。その保存期間の起算日は保管を要しなくなつた日の翌日である。

(ウ) 免税取扱請求書

A、受 附

免税届をした者が利札又は月割利子の支拂を受けやうとするときは、其の都度債券の額面金額、記號番號、利札の枚數及金額、住所、名義等を記載調印した免税取扱請求書を、免税届をした郵便局に提出を要する。その請求書は左の様式に依らしめるのである。

所得 税 及 免税取扱請求書
資本利子税

- 一、債券の種類及額面金額
- 二、記 號 番 號
- 三、利札の枚數及金額

右所得税法第十七條(又ハ何々)及資本利子税法第五條ニ依リ利子ニ對スル所得税及資本利子税免除ノ取扱相成度候

昭和 年 月 日

住 所

何々組合(又ハ何々) 團

何 郵 便 局 御 中

注 意

一、所得税又は資本利子税を課せられない者を受益者とする信託財産たる無記名の公債又は社債なるときは、右の外尙委託者、受益者及信託財産たることをも附記し、受益者より請求書を提出せしめること。

二、國債のみに對し免税取扱請求書を提出する場合(無集配局宛は國債に限る)は「資本利子税免税取扱請求書」とし、本文中「所得税法第十七條(又ハ何々)及」「所得税及」の文字は削除すること。

三、債券の種類二種以上の場合もその債券名等を一々記載し一法人一通の請求書で差支ない。
B、免税届と対照

請求書が定められた様式に適合してゐるときは、之を保管に係る免税届と対照して印鑑及名稱の符合を確める。免税届出後改印し、免税届の印鑑と不符合であるにも拘らず其の儘請求書を受理するが如き不都合なき様注意されたい。

C、保 存

「所得税及資本利子税免税取扱請求書綴」と記載した表紙を附し六ヶ月間保存すること。期間の起算日は支拂の日の翌日である。尙取扱規程には保管とあるが保存と解すべきである。

二、支 拂 手 續

(イ) 利札又は債券に對する手續

利札は一枚毎に表面餘白に「免税」の文字及法人等の名稱を朱記すること。

日割又は月割利子に對し免税された債券は一通毎に表面欄外右傍餘白に「免税」の文字及法人等の名稱を朱記すること。

法人等の名稱は正當の名稱を記載すべきであるが、免税せらるべき法人なること判明する程度の簡

記(例へば「有限責任府中村信用購買販賣利用組合」を「府中村信用組合」と記載)ならば差支ない。利札の餘白狹隘の爲め、其の表面に法人名稱を記載することが困難な場合は、符箋の上之に記載すること。

(ロ) 支拂簿及支拂報告書の記載方

利札は免税のもののみを種類別、額面金額別に区分假綴し、各其の合計を算出し、課税のものゝ次に、額面金額の少額のものから順次記載し、備考欄に「免税」の文字を附記すること。
日割又は月割利子に對し免税の債券は其のものゝ次に一通毎に記載し、備考欄には日割又は月割利子何程と記載するの外「免税」の文字を附記すること。

登録國債利子支拂の領收證書及支拂通知書(乙種登録國債利札添付のもの)は、免税のものゝみを領收證書と支拂通知書とに区分假綴し、各其の合計を算出し、其の他のものゝ次に記載し、備考欄には「免税」の文字を附記すること。

三、所得税又は利子税下戻しの請求があつた場合

課税を免除せられる者が、免税届、免税取扱請求書の提出をしなかつた爲め一般のものと同様課税せられたのに對し、後日に至つて相當證明書を提出し所得税又は資本利子税下戻しの請求をしても

郵便局では之に應じないで、直接債券發行銀行に請求する様態示ること。

若し此の場合請求に應じ、受領證を徴して追拂すると、遞信局では計算から控除して受領證は返戻するから、郵便局では追拂金の徴收を要することとなり、無用の手数であるばかりでなく、時に當該請求人と郵便局との間に紛議を醸し困惑した様な事例もあるから注意を要する。

◎歳入の調定

會計規則第三十條を見ると「歳入徴收官租税其ノ他ノ歳入ヲ徴收セムトスルトキハ法令ニ違フコトナキカ所屬年度及歳入科目ヲ誤ルコトナキカヲ調査シ之ヲ決定スヘシ」と規定し歳入徴收官が歳入を徴收するに當りては必ず右徴收は其の基因たる法令に違背せざるや所屬年度は正當なりや科目は正當なりやを慎重に調査し其の結果國は之を徴收し得る權利ありと決定して後初めて納入の命令を爲すを要する。而して之の調査決定を歳入の調定と謂ふ。

歳入を徴收するには先づ之を調定し次に納入の告知を爲し納人は納入告知書に依り納付するを常態且つ本則とするが歳入の性質に依りては必ずしも之の原則に據り難いものがある。例へば官設鐵道の乗車賃郵便局窓口に於て賣捌く印紙切手類の代金等は、是等はその件數夥しく多數にしてその金額は多くの場合餘り高額に上らない。故に是等の収入は當該官廳の出納官吏又は出納員先づ收入すべき金額を納入に告げ領收を爲し然る後に取纏めて之を歳入徴收官に報告し、歳入徴收官は該報告に基き其の正否を事後に於て調査決定する方法を採つてゐる。之を事後調定と稱する。通信事業特別會計事務規程第十八條に「窓口ニ於テ常時公衆ヨリ收納スル印紙切手類賣捌代金等ハ出納官吏又ハ出納員ニ即納セシムベシ」と規定し同二十五條に於て「出納官吏及出納員ノ在勤セサル局所ノ出納員ハ毎日其ノ局所ニ於テ收納シタル歳入金ニシテ中畧ノ内即納ニ係ルモノ(中畧)ノ領收報告書二通ヲ調製シ一通ハ第二十六條ノ規定ニ依リ之ヲ處理シ(歳入徴收官ニ送付ス)」云々と規定したるは即ち事後調定の手續を定めたものである。歳入の調定は、實際に於ては徴收傳票を調製して之を爲す。通信事業特別會計事務規程第十九條に「歳入金ノ徴收ヲ要スルトキハ相當調査ノ上帳簿其ノ他ノ證憑書類ニ據リ徴收傳票ヲ調製シ之ニ基キテ納入告知書ヲ發スヘシ但シ前條ノ規定ニ依リ即納セシムルモノ(中畧)ハ納入告知書ヲ發スルコトヲ要セス徴收傳票ハ帳簿又ハ証憑書ヲ以テ之ニ代用スルコトヲ得」といふやうな事を定めてゐる。而して徴收傳票の形式は所屬年度、款項目節の科目、納入、納入金額、納期、徴收の事由を記載することを要するの外、納入告知書の發行月日番號收納濟年月日を記載することを要する。

◎納入の督促

納入の告知を受けた者が告知書記載の納期限内に納付をしない時は、歳入徴收官は之に對して直に納入の督促を爲すことを要する。而して督促を爲したときは國稅徵收法第九條に依ると國稅の徵收に關し納人が納期限内に完納せざる爲納入の督促を爲したる場合には勅令の定むる所に依り督促手数料及延滞金を徵收することになつて居る。而して右督促手数料及延滞金の額は國稅徵收法施行規則第十一條第三項及第十一條ノ二に手数料は金十錢、延滞金に就ては「稅金額百圓ニ付一日三錢ノ割合ヲ以テ納期限ノ翌日ヨリ稅金完納又ハ財産差押ノ日ノ前日迄ノ日數ニ依リ計算シタル延滞金ヲ徵收ス」の規定になつて居り唯例外として

一、納稅告知書一通ノ金額二十圓未滿ノトキ

二、納期ヲ繰上ケ徵收スルトキ

三、納稅者ノ住居所カ帝國外又ハ不明ノ爲公示送達ノ方法ニ依リ告知又ハ督促ヲ爲シタルトキは手数料等を免し、尙延滞金は十錢未滿のときには徵收をしない。

而して郵便電信電話の料金に關しては明治四十二年二月省令第四號「郵便電信電話ニ關スル滯納料金

徵收規則」なるものかあつて、同規則第一條に依ると郵便電信電話に關する滯納料金の徵收に關しては國稅の滯納處分に關する規定を準用する旨の定めがあるから是等料金の滯納の場合は大体國稅滯納と同一に取扱ひ得る譯である。

督促を爲すも尙ほ納付せざる者に就ては、國稅徵收法第十條に依り納稅者の財産を差押へ之を公賣に付し其の賣却代金を以て滯納稅金及附帶費用を徵收することを要する。

國稅徵收法又は其の準用なき收入の滯納の處理方に就ては稍その趣を異にする。即ち租稅外の諸收入（國稅徵收法の準用ある收入及罰金科料を除く）に就ては納人が納期限内に納入を爲さざるときは督促を要するは勿論であるか之に對しては督促手数料及延滞金を課することを得ない。又納人がどうしても納付しない場合は一般私法上の手續に依り之か納付を強制するより外に途か無い。而して納人が無資力で納付すること出来ない場合には明治四十四年法律第五八號「租稅外諸收入金整理ニ關スル件」に依り之を分賦して辨濟する定期貸となすか又は資力回復の時を辨濟の期限とする据置貸とすることか出来る而して右の法律に基き定期貸又は据置貸と爲す場合は不納缺損の處分をすると共に收入か一般會計に屬するものなるときは之を大藏大臣に引續き、特別會計に屬するものなるときも大藏大臣に引續くと共に之を一般會計に移屬せしめるのである。（法律第五八號施行規則二條）而して定期又は据置貸に編入は所

管大臣が之を爲すのであるから（前記第一條）編入を要する場合は其の編入方の稟請を要する（通信事業特別會計事務規程第三章第五節）

◎各廳歲出金の事故

國庫金特に各廳歲出金の拂渡に關する事故數は、一類證據書の事故數に比較して非常に多い。或取纏局で一箇月間調査した處に依ると、取纏口數八六五八口に對し事故に係るものは三八四口もあつて、百口の内四、五口迄は不完全なものであつた。

此の事故の原因は主として國庫金の事故數が毎月の成績表に現れない爲か兎角疎かになりがちである。此の事故の原因は主として國庫金の事故數が毎月の成績表に現れない爲か兎角疎かになりがちである。此の事故の原因は主として國庫金の事故數が毎月の成績表に現れない爲か兎角疎かになりがちである。

以下主なる事故の内容を掲げて參考に供しよう。尙一言附加へて置くが、支拂通知書發行の日の翌日から起算して六十日以内に拂渡請求のないときは、繰替拂案内書を所屬日本銀行に一應返付するのであるが、其の後に拂渡の請求を受けたときは規程第三十三條に依つて日本銀行より再送を受けた上拂渡すべきに不拘拒絶する向がある。支拂通知書は一年間有效（會計年度に關係なし）であるから、其の期間

内は拂渡請求に應じなければならぬことに心得られたい。

一、支拂通知書

(一)領收欄の事故

(1)記 載 洩

支拂通知書は支出官から債主に對する現金支拂の通知の役目を有すると同時に債主の現金受取の領收書になるのであるから、必ず記載せしめなければならぬ。

(2)訂正の箇所訂正證印洩

(3)債主の受領印洩

(4)委任者(債主)と被委任者が同一の印章を使用したもの

(5)市町村宛のものを收入役に於て受領しないもの

國庫金に對しては爲替規則第七條振替貯金規則第四十七條の如き規定がないから、市町村名を記載し其の印を押捺して受取ると謂ふ事は出来ない。従つて一般には其の代表者即ち市町村にあつては市町村長が記名調印して受領することになるのが普通であるが、特に市町村に於ては市制第九十七條及町村制第八十條に金錢の出納事務等は、收入役、收入役故障ある場合は（缺員の場合を含む）副

収入役のみが取扱ふ権能を有することになつて居るから、収入役又は副収入役に拂渡さなければならぬ。

(6) 市町村宛のものを収入役代理者が受領したる場合に市町村會の決議書の寫の添附を洩したるもの収入役故障あるときは副収入役が代理するのであるが、副収入役を置かない市町村では通常市町村長の推薦に依つて市町村會が収入役の代理者を定めることになつて居るから、収入役代理者が拂渡を請求するときは、市町村會の決議書の寫を提出せしめなければならぬ。(大正十五年七月監業第二五五四一號通牒例規類纂下卷六八九頁)

(7) 銀行會社等宛のもので其の代表者が受領して居ないもの

前記第五號に記述した通り「何々銀行」のみ記載したのでは拂渡すことは出来ない。又「何々會社會計主任何某」と謂ふ様な記名方も不適當で、市制及町村制の如き特別の規定がない關係上只銀行又は會社等を代表し得る権限あるもののみが拂渡を受けることが出来るのである

(8) 被委任者の肩書「代人」の文字洩

(9) 代人受領のものに規定の収入印紙の貼附を洩したるもの

國庫金に對しては爲替法第六條貯金法第十七條の如き印紙税を課せないと謂ふ規定がないから、年

金恩給々與金の受領證書と同様印紙税法第四條に依つて、委任狀に貳錢の収入印紙の貼附を要する尙支拂通知書の金額が拾圓以上であつて營業に關するものは、受領證として印紙税法(第四條)に依り參錢の印紙の貼附を要する。但し各局に於て如何なるものが營業に關する支拂金であるか即ち印紙の貼附を要するや否やを判斷するのは困難だから、實際には領收欄に印紙の貼附を要する旨表示あるものみに貼附せしむればよい。(規程第二十四條及大正五年四月貯規第六五五號通牒爲替貯金編下卷三二五頁)

又健康保險關係の支拂通知書には領收證は勿論代理受領の場合に於ける委任狀に對しても、健康保險法第六條(貯金法第十七條と同じ規定なり)によつて印紙の貼用を要しない。此の支拂通知書及繰替拂案内書には其の年度會計の欄に、「何年度健康保險」又は「何年度健康保險特別會計」と表示してあるから注意されたい。(昭和六年八月監業第二三二四六號通牒例規類纂下卷七八ノ一頁)

(10) 住所記入洩

(11) 領收月日記入洩

(12) 拂渡日附印の捺印洩

(13) 拂渡日附印の日附と領收月日の不符合

爲替貯金及出納

(三) 其他の個所の事故

支拂通知書の領收欄以外は總て支出官が記載するのであるから、此の事故は支出官が誤記し又は記入を洩したものを拂渡局で發見し得なかつた事故である。

(1) 指定拂渡局

(A) 記入洩

繰替拂案内書に記載してあるときは規程第二十八條に準じ處理してよい。

(B) 誤記のものを拂渡局又は債主に於て任意に訂正したもの

誤記ある場合は規程第二十八條に依つて所屬日本銀行に照會し其の回答を俟つて處理すべきであつて任意に訂正する事があつてはならない。従つて債主が訂正して居る様な場合には、其の旨を懇示して日本銀行に照會する。

(C) 指定拂渡局名が拂渡局と不符合のもの規程第二十八條により處理する。

(2) 支出官氏名印

支出官の氏名の記載なきもの又は其の官印の押捺を洩したるものは正當の支拂通知書と認め難いから、債主をして支出官に補正方を請求せしめた上拂渡す。

(3) 指定債主名

(A) 訂正の個所に支出官の證印洩

指定債主名に限らず一般に支拂通知書の記載事項を訂正した場合は訂正證印すべきものであるから、證印のないもので拂渡請求があつたときは、債主から支出官に證印方を請求せしめる。

(B) 指定債主名と領收者氏名の不符合

債主をして指定債主名の訂正方を支出官に請求せしめ、尙案内書も誤記してあるときは其の旨を附箋して所屬日本銀行に訂正せしめる。

二、合 計 票 (正本)

(一) 副本と取違使用

正本(厚い方)を支拂通知書に緊綴取纏局へ送付し、副本が一類證據書になるのである。

(二) 歳入金の合計票用紙(國第一號)を使用せるもの

(三) 取纏局名の誤記

(四) 口數の誤記又は記入洩

(五) 金額の誤記又は厘位記入洩

- (六) 拂渡日附印洩又は取纏局日附印欄に押捺せるもの
- (七) 局番號印押捺洩局

番號印は豫め押捺の上検査して置くべきものである。

三、其の他

- (一) 封皮に「國庫金」の表示洩(規程第二十三條)封皮に「國庫金」の文字の記載あるものは、取纏局では直接取纏事務の取扱者に交付され直ちに調査を開始せらるるに反し、之が表示を洩したるものは、一應文書の受付に交付され更に取扱者に手交されるから、其の間取纏めが遅れることになる。
- (二) 支拂通知書の誤送(取纏局を間違へて送付したるもの即ち封皮の局名を誤記したるもの)
- (三) 混入計理(同一取纏局に屬しない通知書を同一取纏局に屬するものとして一通の合計票に取纏記載せるもの)

昭和十年七月一日印刷
昭和十年八月七日發行

定價金拾五錢

不許
復製

發行所

廣島通信局管内

三等局長聯合協會

電話三九二〇番
振替下關七〇五八番

印刷所 廣島刑務所

終

